

第 13 回 最新憲法問題研究④：青少年に関する刑罰法規等の合憲性

1989 年の国連総会において全会一致で採択された児童の権利に関する条約は、18 歳未満のすべての人（児童）の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的としている。わが国は、1990 年 9 月にこの条約に署名し、1994 年 4 月に批准を行い、同年 5 月に効力が発生している。同条約では、児童はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護されることが規定されている。また、同条約の選択議定書では、児童買春や児童ポルノの禁止などが規定されており、わが国は 2005 年にこれを批准している（【資料 1】）。

わが国では、児童買春や児童ポルノは、刑法上、強姦罪（177 条、現 強制性交等の罪）、強制わいせつ罪（176 条）、わいせつ物頒布等の罪（175 条）などによって一定範囲で刑罰の対象となっていたが、対償を供与して児童と性交等を行うことは、13 歳以上の者に対しては暴行または脅迫を用いていない場合には原則として処罰対象となっておらず、児童の性的な姿態を描写した写真等であって諸外国において刑罰をもって取り締まられているものすべてが刑法上のわいせつな文書・図画に該当するというわけではなかった。

そこで、児童の権利を擁護するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、児童の保護のための措置等を定める法律案が議員立法として提出され、1999 年 5 月、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）として制定されるに至った。こうした規制は、その目的に照らして合憲であるとするのが判例の立場である（【資料 2】）。

児童買春・児童ポルノ禁止法は、2014 年に改正され（法律の題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」と改正された）、児童ポルノの単純所持も罰則の対象となった。また、東京都青少年の健全な育成に関する条例では、漫画やアニメでの児童ポルノも規制対象になっている（【資料 3】）。児童ポルノに関しては、日本の取り締まりの甘さを批判する声が強く、規制の強化を求める意見がある一方で、単純所持の処罰や非實在児童ポルノの規制については、表現の自由（日本国憲法 21 条）等の侵害であるとの批判もある。

児童福祉法では、児童（満 18 歳未満の者）に淫行をさせる行為を禁止し、これに違反した者に対して刑罰を設けている（【資料 4】）。また、各地方公共団体の青少年の健全な育成を図るための目的とした条例（青少年保護育成条例）は、18 歳未満の者に淫行やわいせつな行為をした者を処罰する規定を設けるのが通例である。こうした淫行処罰規定に対しては、憲法 13 条を根拠として性的自己決定権の侵害に当たるとの批判がありうるが、判例は、福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決（最大判昭和 60 年 10 月 23 日刑集 39 卷 6 号 413 頁）において、条例による淫行処罰を合憲と判示している（【資料 5】）。

いわゆる出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）では、児童を性交等の相手方となるように誘引する書込みや、人を児童との性交等の相手方となるように誘引する書込みなどを禁止し、これに違反した行為者を、成人であるか未成年者であるかを問わず、刑罰の対象としている（【資料 6】）。同法は、性交等や対償の供与が含まれなくても、児童を異性交際の相手方となるよう誘引することを罰則のない禁止行為としている（6 条 5 号）が、こうした規制は表現の自由等に対する過度な規制となるとの懸念もある。

今日において、インターネット異性紹介事業はサイトからアプリやゲームへと移行しており、その取り締まりが難しくなっているといわれる。出会い系アプリ自体が 1 対 1 の通信機能を有していない場合は、事業者が通信役務を提供しているとはいえないので、出会い系サイト規制法の適用対象外となっているためである。

なお、政府は、2023 年 3 月に、性交同意年齢を引き上げることなどを内容とする刑法等改正案を国会に提出し（【資料 7】）、改正法は 6 月 23 日に成立した。

【資料1】児童買春・児童ポルノ規制関連条約

○ 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）

第34条 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- 5 (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

○ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（平成17年条約第2号）

第1条

締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。

第2条

この議定書の適用上、……

- 15 (b) 「児童買春」とは、報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用することをいう。
- (c) 「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

第3条 1 各締約国は、その犯罪が国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、個人により行われたか組織により行われたかを問わず、少なくとも次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。……

- 20 (b) 前条に定義する児童買春のため、児童を提供し、取得し、あっせんし及び供給すること。
- (c) 前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。……

25 【資料2】児童買春・児童ポルノに関する法令・判例

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）〈懲役刑・禁錮刑を廃止し拘禁刑を創設する改正刑法（令和4年法律第67号）の施行前の条文〉

※下線部は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第79号）による改正部分

30 （目的）

第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

35 （定義）

第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

- 40 一 児童
- 二 児童に対する性交等の周旋をした者
- 三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

45 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 50 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興

奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、^{でん}臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

5 (適用上の注意)

第3条 この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

(児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止)

10 第3条の2 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

(児童買春)

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

15 (児童ポルノ所持、提供等)

第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

20

2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

25

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

30

5 前2項に規定するもののほか、ひそかに第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

35

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第6項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

40

(児童の年齢の知情)

第9条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、……第7条第2項から第8項まで……の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

45

第10条 第4条……、第7条第1項から第7項まで並びに第8条第1項及び第3項……の罪は、刑法（明治40年法律第45号）第3条の例に従う。

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（第169回国会衆法第32号）

※いわゆる与党案であるが、2009年7月の衆議院解散に伴い廃案となった。

50 附則第2条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態で

あると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの(次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。)と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置(次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。)に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

- 5 2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後3年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【資料3】東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和39年東京都条例第181号)

10 (懲役刑・禁錮刑を廃止し拘禁刑を創設する改正刑法(令和4年法律第67号)の施行前の条文)

(目的)

第1条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

15 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 18歳未満の者をいう。

二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、
20 図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

三 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

25 四 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第15条の3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。

30 二 性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

三 接待飲食等営業(風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第1号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(青少年の性に関する保護者等の責務)

35 第18条の3 保護者及び青少年の育成にかかわる者(以下「保護者等」という。)は、異性との交友が相互の豊かな人格のかん養に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

40 2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。

(安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組)

45 第18条の5 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたずらに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行つてはならない。

50 (青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 18 条の 7 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ（以下単に「児童ポルノ」という。）又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。
(児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等)

第 18 条の 8 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。

3 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずるものとする。

(青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務)

第 18 条の 9 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち 13 歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法のみだりに性欲の対象として描写した図書類（児童ポルノに該当するものを除く。）又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち 13 歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。

3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち 13 歳未満の者に係る第 1 項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第 24 条の 3 第 18 条の 6 の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 ……第 15 条の 3 の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 ……

七 第 18 条の 7 の規定に違反した者

第 28 条 ……第 15 条の 3……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、……第 25 条…の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(青少年についての免責)

第 30 条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

【資料 4】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

〈懲役刑・禁錮刑を廃止し拘禁刑を創設する改正刑法（令和 4 年法律第 67 号）の施行前の条文〉

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 4 条 この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満 1 歳に満たない者

- 二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者 ……

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 5 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満15歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
- 10 四の二 児童に午後10時から午前3時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
- 四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満15歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項の接待飲食等営業、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
- 15 五 満15歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- 六 児童に淫行^{いん}をさせる行為
- 七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
- 20 八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為
- 九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為 ……

第60条 第34条第1項第6号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 25 2 第34条第1項第1号から第5号まで又は第7号から第9号までの規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 第34条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前3項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。 ……

30

【資料5】福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決(最大判昭和60年10月23日刑集39巻6号413頁) 〈事案の概要〉

被告人(本件当時26歳)は、高校1年生の16歳の少女と性交をしたとして「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない」と定める福岡県青少年保護育成条例10条1項(当時)に違反し、同条例16条1項違反に問われ、罰金5万円に処せられた。

35

〈判旨〉

- 一 被告人本人の上告趣意第一部の二ないし四及び第二部の一ないし四は、福岡県青少年保護育成条例(以下、「本条例」という。)10条1項、16条1項の規定は、13歳以上、特に婚姻適齢以上の青少年とその自由意思に基づいて行う性行為についても、それが結婚を前提とする真摯な合意に基づくものであるような場合を含め、すべて一律に規制しようとするものであるから、処罰の範囲が不当に広汎に過ぎるものというべきであり、また、本条例10条1項にいう「淫行」の範囲が不明確であるから、広く青少年に対する性行為一般を検挙、処罰するに至らせる危険を有するものというべきであつて、憲法11条、13条、19条、21条の規定に違反すると主張し、弁護人立田廣成は、当審弁論において、被告人の右主張は憲法31条違反をも併せ主張する趣旨である旨陳述するとともに、その上告趣意第一において、右の「淫行」の範囲に関し、青少年を相手とする結婚を前提としない性行為のすべてを包含するのでは広きに過ぎるから、「淫行」とは、青少年の精神的未成熟や情緒不安定に乗ずること、すなわち、誘惑、威迫、立場利用、欺罔、困惑、自棄につけ込む等の手段を用いたり、対価の授受を伴つたり、第三者の観覧に供することを目的としたり、あるいは不特定・多数人を相手とする乱交の一環としてなされる性行為等、反論理性の顕著なもののみを指すと解すべきであると主張する。

40

45

そこで検討するのに、本条例は、青少年の健全な育成を図るため青少年を保護することを目的として定められ(1条1項)、他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除き、小学校就学の始期から満18歳に達するま

50

での者を青少年と定義した（3条1項）上で、「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない。」（10条1項）と規定し、その違反者に対しては2年以下の懲役又は10万円以下の罰金を科し（16条1項）、違反者が青少年であるときは、これに対して罰則を適用しない（17条）こととしている。これらの条項の規定するところを総合すると、本条例10条1項、16条1項の規定（以下、両者を併せて「本件各規定」という。）の趣旨は、一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によつて精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたものであることが明らかであつて、右のような本件各規定の趣旨及びその文理等に徴すると、本条例10条1項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱つているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。ただし、右の「淫行」を広く青少年に対する性行為一般を指すものと解するときは、「淫らな」性行為を指す「淫行」の用語自体の意義に添わないばかりでなく、例えば婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象として考え難いものをも含むこととなつて、その解釈は広きに失することが明らかであり、また、前記「淫行」を目して単に反倫理的あるいは不純な性行為と解するのでは、犯罪の構成要件として不明確であるとの批判を免れないのであつて、前記の規定の文理から合理的に導き出され得る解釈の範囲内で、前叙のように限定して解するのを相当とする。このような解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、「淫行」の意義を右のように解釈するときは、同規定につき処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないから、本件各規定が憲法31条の規定に違反するものとはいえず、憲法11条、13条、19条、21条違反をいう所論も前提を欠くに帰し、すべて採用することができない。

なお、本件につき原判決認定の事実関係に基づいて検討するのに、被告人と少女との間には本件行為までに相当期間にわたつて一応付合いと見られるような関係があつたようであるが、当時における両者のそれぞれの年齢、性交渉に至る経緯、その他両者間の付合いの態様等の諸事情に照らすと、本件は、被告人において当該少女を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱つているとしか認められないような性行為をした場合に該当するものというほかないから、本件行為が本条例10条1項にいう「淫行」に当たるとした原判決は正当である。

二 被告人本人の上告趣意第二部の五（一）は、青少年に対する淫行につき地域により規制上差異があることを理由に本件各規定が憲法14条の規定に違反すると主張するが、地方公共団体が青少年に対する淫行につき規制上各別に条例を制定する結果その取扱いに差異を生ずることがあつても憲法14条の規定に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和……33年10月15日判決・刑集12巻14号3305頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。

三 被告人本人の上告趣意第二部の五（二）は、本件各規定は18歳未満の者のみに対する性行為を禁止処罰の対象とし、18歳未満の者と18歳以上の者との間で異なる取扱いをしているところ、右年齢による差別に合理的な理由はないから、憲法14条の規定に違反すると主張するが、この点は、青少年の範囲をどのように定めるかという立法政策に属する問題であるにとどまり、憲法適否の問題ではないから、所論は前提を欠く。

四 被告人本人の上告趣意第二部の六は、児童福祉法34条1項6号は「児童に淫行をさせる行為」のみを規制し、その適用範囲を児童の自由意思に属しない淫行に限つているにもかかわらず、本件各規定は青少年に対し淫行をする行為のすべてを規制の対象としていて明らかに法律の範囲を逸脱しているから、本件各規定は憲法94条の規定に違反すると主張するが、児童福祉法34条1項6号の規定は、必ずしも児童の自由意思に基づかない淫行に限つて適用されるものでない（最高裁昭和……30年12月26日第3小法廷判決・刑集9巻14号3018頁参照）のみならず、同規定は、18歳未満の青少年との合意に基づく淫行をも条例で規制することを容認しない趣旨ではないと解するのが相当であるから、所論は前提を欠く。

【資料6】インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律83号）〈懲役刑・禁錮刑を廃止し拘禁刑を創設する改正刑法（令和4年法律第67号）の施行前の条文〉

（目的）

第1条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネッ

ト異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 5 一 児童 18歳に満たない者をいう。
- 二 インターネット異性紹介事業 異性交際(面識のない異性との交際をいう。以下同じ。)を希望する者……の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信……を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。
- 10 三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。 ……
(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第3条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律その他の法令の規定を遵守するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めなければならない。

- 15 2 インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務……を提供する事業者(次項において「役務提供事業者」という。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを提供することその他の措置により児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。
- 20 3 前2項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者及び役務提供事業者は、児童の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第6条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為(以下「禁止誘引行為」という。)をしてはならない。

- 25 一 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。
- 二 人(児童を除く。第5号において同じ。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 三 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。
- 30 四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

(インターネット異性紹介事業の届出)

第7条 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を事業の本拠となる事務所……の所在地を管轄する都道府県公安委員会……に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 ……

(児童でないことの確認)

第11条 インターネット異性紹介事業者は、次に掲げる場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、これらの異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。ただし、第2号に掲げる場合にあつては、第1号に規定する異性交際希望者が当該インターネット異性紹介事業者の行う氏名、年齢その他の本人を特定する事項の確認(国家公安委員会規則で定める方法により行うものに限る。)を受けているときは、この限りでない。

- 45 一 異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、これに伝達するとき。
- 二 他の異性交際希望者の求めに応じ、前号に規定する異性交際希望者からの異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、当該他の異性交際希望者に伝達するとき。
- 三 前2号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、当該情報に係る第1号に規定する異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。
- 50 四 第1号に規定する異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、第1号又は第2号の規

定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。

(児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置)

5 第12条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

10 (指示)

15 第13条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

15 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第7条第1項の規定による届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者 ……

三 第13条…の規定による指示に違反した者

20 第33条 第6条(第5号を除く。)の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

【資料7】刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱(第211回国会閣法第58号)

第一 刑法の一部改正

一 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正

1 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の要件の改正

25 (一) (1) から (8) までに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第176条第1項関係)

(1) 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

(2) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

30 (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

(4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

(5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

(6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

35 (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

(8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

(二) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、(一)と同様とすること。

40 (第176条第2項関係)

(三) 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、(一)と同様とすること。(第176条第3項関係)

2 強制性交等罪及び準強制性交等罪の要件の改正

45 (一) 1 (一) (1) から (8) までに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処するものとする。 (第177条第1項関係)

50 (二) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、(一)と同様とすること。(第177条

第2項関係)

(三) 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、(一)と同様とすること。(第177条第3項関係)

二 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

- 5 1 わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、(一)から(三)までに掲げるいずれかの行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。(第182条第1項関係)
- (一) 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- (二) 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 10 (三) 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 1の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処するものとする。(第182条第2項関係)
- 15 3 16歳未満の者に対し、(一)又は(二)に掲げるいずれかの行為((二)に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。(第182条第3項関係)
- (一) 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
- (二) (一)に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。)を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。……
- 20

検 討

- ・ 児童ポルノを規制する理由・目的ないし保護法益は何だと考えられるか。

25

- ・ 児童ポルノについては、提供・製造・所持も処罰の対象とされるなど、刑法175条のわいせつ物頒布等の罪よりも対象範囲が広汎なものとなっているが、なぜ児童ポルノの場合には、わいせつ物の場合と比べて広汎かつ予防的な規制が許されるのか。
- ・ そもそも、児童ポルノは、表現の自由の保障を受けるのか。また、保障を受けるとしても、表現としての価値が低いとする議論もあるが、これをどのように考えるか。

30

- ・ 児童買春・児童ポルノ処罰法の児童ポルノの定義については、あいまいかつ不明確、あるいは過度に広汎であるとの批判があるが、どう考えるか。児童ポルノの規制は、日本国憲法21条1項、31条等に反しないか。
- ・ 児童買春・児童ポルノ処罰法2条3項3号の「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、性欲を興奮させ又は刺激するもの」という要件は、主観的であるとか、捜査機関の恣意的な判断によって処罰範囲が不当に拡大するおそれがあるなどといった批判もあったが、

35

どうか。この規定は、2014年の単純所持処罰の導入の際に、「殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているもの」という要件を加える改正がなされたが、これによって問題は解決されたといえるか。逆に、対象を狭め、不整合を生じさせる結果になったとの指摘もみられるが、どうか。

40

- ・ 個人が児童ポルノを自宅で所持することには、どのような憲法の保障が及ぶか(あるいは、及ばないか)。
- ・ 児童ポルノの単純所持を処罰することは、憲法13条、21条1項、31条等に反しないか。個人が自宅で所持し独りで鑑賞しているだけでは、だれにも迷惑をかけていないのでないか。児童

ポルノの自宅での所持には、どのような害悪や危険性があるというのか。

- ・ 児童ポルノの単純所持処罰については、私的領域への公権力の介入を許すものではないか。
- ・ 児童ポルノの対象となる児童については、実在している児童であることが必要であると解されているが、それはなぜか。
- 5 ・ 児童ポルノとして、漫画やアニメなどをも規制すべきとの見解について、どう考えるか。
- ・ 実在しない児童のポルノを規制する場合、その目的や保護法益は何か。そのような規制は憲法に適合的か。
- ・ 2010年2月に、東京都青少年の健全な育成に関する条例の7条2号を、「年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から18歳未満として表現されていると認識されるもの（以下「非実在青少年」という。）を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交類似行為に係わる非実在青少年の姿態を視覚により認識することが出来る方法でみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」と規定する改正案が提案されたが、東京都議会は同年6月にこれを否決し、改正案は廃案となった（その後、現行7条2号を含む改正案が同年12月に成立した）。このような規制の必要性・合理性については、どのように考えるか。
- 10
- ・ 東京都の青少年保護育成条例では、結局、漫画、アニメーションその他の画像で、刑罰法規に触れる性交・性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交・性交類似行為のうち、強姦等の著しく社会規範に反するものを、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものが不健全図書等の指定の対象とされたが、この点についてはどう評価するか。憲法21条1項等との関係で問題はないのかどうか。
- 20
- ・ 18歳以上の者が18歳未満のように見えるように演技をしているものを、規制の対象とすべきか。児童ポルノ規制の目的との関係で、どのように考えるべきか。
- 25
- ・ 性に関する自己決定権というものは、憲法上、保障されるか。保障されるとすれば、根拠条文は何条であって、その内容は具体的には何か。
- ・ 未成年者に性的自己決定権は保障されるか。もし保障されるとすれば、刑法177条後段、児童福祉法34条1項6号、条例による淫行の禁止などは、それを侵害するものではないか。
- ・ わが国の法令上、性交同意年齢は何歳であると考えられるか（その法令上の根拠は何か）。それは妥当か。妥当ではないとすれば、何歳が妥当か。
- 30
- ・ 刑法177条後段が「13歳未満の者に対し、性交等をした者」を強制性交等の罪としているにもかかわらず、各地方公共団体の条例で18歳未満の者との淫行を規制することは、「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定める憲法94条に違反することにならないか。
- ・ 13歳未満の者には、性的自己決定権は保障されないのか。
- 35
- ・ 政府が国会に提出した刑法等改正案では、性交同意年齢を16歳に引き上げるとしているが、これは妥当か。16歳未満の者には、性的自己決定権は保障されないのか。
- ・ 刑法改正案では、13歳から15歳までの者に対しての強制わいせつ罪や強制性交罪等は、5歳以上の年齢の上の者によるもののみ成立する。未満の年齢差を要件としたのは、同年代同士の自由な意思決定による性交を処罰対象から除外するためであると説明されるが、これは妥当か。

- ・ 児童福祉法は、児童（18歳未満の者）に淫行をさせる行為を禁止し（34条1項6号）、これに違反した者に対して刑罰を設けている（60条1項）が、そもそも禁止することは妥当か。違反者に対して刑罰を科すことは妥当か。10年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科という刑罰は、厳しすぎる、あるいは緩すぎるか。
- 5 ・ 福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決（最大判昭和60年10月23日刑集39巻6号413頁）では、被告人と少女の関係について、「当時における両者のそれぞれの年齢、性交渉に至る経緯、その他両者間の付合いの態様等の諸事情に照ら」して、本件行為を淫行に該当すると判断したが、そもそも、裁判所が男女の交際の真摯さを判断するのは妥当であるか。
- 10 ・ 各地方公共団体の青少年保護育成条例による淫行規制に対して、「現在のわが国において、青少年に対する性行為であつて社会的な非難を受け、国民の多数が処罰に値するものとするのは、青少年の無知、未熟、情緒不安定などにつけ込んで不当と思われる手段を用いてする性交又は性交類似行為であり、「刑法のような、暴行、脅迫をもつて、あるいは心神喪失、抗拒不能に乗じて行うという程度には達しないが不当と考えられる手段を用いて行う性行為がそれに当たるというべきである」とする見解があるが、この見解は妥当か。
- 15 ・ 福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決では、条例に定める「淫行」につき、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により」という限定を加えることは、単に「淫行」とのみ規定する本条例10条1項の解釈として可能であるか。「ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けられるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによつてこれを決定すべきである」との判例法理（徳島市公安条例事件最高裁判決（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁））を踏まえて、そのような解釈は可能だろうか。
- 20 ・ 「性及び青少年の育成保護に関する社会通念についてほとんど地域差の認められない社会において、青少年に対する性行為という、それ自体地域的特色を有しない、いわば国全体に共通する事項に関して、地域によつてそれが処罰されたりされなかつたりし、また処罰される場合でも地域によつて科せられる刑罰が著しく異なるなどということは、きわめて奇異な事態であり、地方公共団体の自主立法権が尊重されるべきものであるにせよ、一国の法制度としてはなほだ望ましくないことであるといわなければならない」との見解に対して論評せよ。
- 25 ・ 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）は、インターネット異性紹介事業を利用して18歳未満の児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止しているが、このことは、2022年3月末まで、民法731条が女子の婚姻適齢を16歳としていたことと整合的か。
- 30 ・ 出会い系サイト規制法は、性交等や対償の供与が含まれなくても、児童を異性交際の相手方となるよう誘引することを罰則のない禁止行為としている（6条5号）が、こうした規制は表現の自由等に対する過度な規制となるか。もし規制の必要性があるというのであれば、罰則を設けなくてもよいのか。
- 35